

生徒心得・その1

この心得・その1は風紀委員会の起草に基づき、生徒会が自主的に定めたものである。

まえがき

我々が円満なる人格を養い、公正なる社会人となる為には、先ず本校生徒として良き個人であり、社会人でなくてはならない。その為に広く文化的教養の昂揚に努力することは勿論であるが、同時にそれらが身近な日常生活の心構えや行動の中にも教養として現われて来なくてはならない。我々はこの身近な躰として生徒心得を定め、これを厳守することによって本校生徒たるの品位を高め、良き校風の振興に努力したい。

〔生徒会運営について〕

我々は生徒会成立の根拠を正しく理解し、各々の責任を深く自覚し実践することにより、生徒会を公正に運営するように努める。

〔会員としての心構え〕

我々は学校が定めた規則および生徒会会則を常に心得、一切の行動はこれに準拠するように努める。

- ①世論を振興する為、HR、集会、委員会等あらゆる時間を利用し、討議懇談の機会を出来るだけ多く作る。
- ②正常の会合は勿論のこと、特に放課後会合が開かれた時にも正当な理由なしにみだりに欠席してはならない。なおやむなく欠席する場合、その責任者に申し出る。
- ③自己の意見を表明することは公民としての重要な責任の1つであることを自覚し、努めて討議に参加し後に不平を残さないようにする。
- ④意見が対立した時は、一切の行きがかりにこだわることなく、真理と正義とに基づき公正なる結論を生み出すようにする。
- ⑤多数決により裁決された事項については、個人として意見を異にしても、これを自己の任務として責任を果たす。

〔役員および役員としての心構え〕

我々は公に奉仕することが公民としての義務であることを自覚し、公職に選ばれた場合みだりに辞退しないように努める。

- ①各委員長は委員の出欠状況を常に調査し、会の運営に支障を来さないようにする。
- ②役員および委員は常に世論に関心を払い、また顧問との連絡を密にし、独断に陥らぬ様心掛ける。
- ③各種委員会およびHRにおいては、その運営経過を明確にするため、正確な記録を作成し保管する。

〔学習態度について〕

我々は学習を通じ正しい文化を修得すると共に、個性豊かな文化を創造することに努める。

- ①授業中の私語を慎み、またその学課以外の事をしないようにする。
- ②始業のベルまでに学習の準備を整え、着席して静粛を保つ。
- ③無断で席を移動しない。
- ④授業中に教室を出る時は教師の許可を得る。
- ⑤自習時間は教室で過し、同室者に迷惑をかけぬように留意してその時間を有効に使う。
- ⑥図書館を利用する際には、図書委員会によって定められた細則を厳格に守る。
- ⑦研究その他の目的で校外に出る時は、担当教師の許可を得る。
- ⑧HRの時間には特に自己の行動に注意し、この時間の趣旨を十分に生かすよう心掛ける。
- ⑨公共の器具、教具は特に大切に扱う。

〔時間的規律について〕

我々は日常生活を規則正しく過し、またこれを充実する為に、時間的規律を守るように努める。

- ①登校および下校は定められた時間を厳守する。
- ②始業時刻は8時30分であるが、生徒会では8時25分の予鈴までに登校することを奨励する。
下校時刻は17時00分である。居残り活動については、60分の延長を認める。
- ③教室移動は敏速に行い、廊下は原則として右側を歩行し、出来るだけ静かにする様心掛ける。
特に授業中は注意する。
- ④各種会合が開かれる時、定刻を厳守する。

〔礼儀について〕

我々は社会人として成長する為に、相互の尊敬と理解とを以て協力していく事が大切である。礼儀とは、この心構えが日常の生活行動に自ら流露したものであるから、われわれは常に高校生としての品位ある態度を保つように努める。

- ①年上の者に対しては勿論のこと、お互いの間においても言葉づかいや態度に留意する。
- ②先生に対しては校内校外を問わず会釈する。
- ③校外で同級生と出逢った時は互いに会釈する。
- ④外来者に対しては会釈すると共に、その応答は明瞭にする。
- ⑤各種会合の際は私語を慎み、会合の目的達成に協力する。

〔みだしなみについて〕

我々はみだしなみには各々の個性、教養、趣味のすべてが自ら表われるものであることに留意し、常に学生らしく清潔にして簡素な美しさを保つように努める。

- ①服装および持物は華美を慎み、調和のとれたものを用いる。
- ②髪は清潔にして見苦しくない様にする。

〔校内の美化について〕

我々は、明るく勉強する為に清潔には特に留意し、奥床しい校風を作り、積極的に校内の美化に努める。

- ①休日、その他行事の際にも上履と下履との区別を明瞭にする。
- ②公私用に拘らず無断で掃除を怠ってはならない。また当番以外の人は掃除の邪魔にならぬよう心掛ける。
- ③校舎の内外を汚す様な行為を慎み、更に積極的に休み時間等を利用して清掃する様に心掛ける。

〔校外生活について〕

我々は校外にあっても、本校生徒たる誇りを持ち、社会道徳を守り、高校生として恥ずかしくない態度を保つ。

- ①登下校の際には、交通道徳を厳守する。
- ②車中では話題に注意し、高声で談笑したりして他人に迷惑をかけたり不愉快な感じを与えたりしないよう心掛ける。
- ③不健全な遊技場、歓楽街には立ち入らない。

結 び

以上極めて平凡な心得に過ぎないが、ともすればこうした常識的な事項すら守り得ないのが我々の現状ではないだろうか。今、自らの手に依り生徒心得を定めるに当り我々相互の自覚と鞭撻とにより近い将来に於て、この心得を不必要とする時期の来ることを希うものである。ここに挙げられた事項は身近な心得の数例に過ぎないが、これ以外の事項についても良心に恥じる様な行為を慎み、人格完成と本校の振興に努力して行きたい。

なお、次に掲げる「生徒心得・その2」は学校が定めたものの一部であるが、ここに併記し我々の心得として厳守する。

生徒心得・その2

〔学校生活の規律〕

①登下校

- (1)徒歩で登下校する場合は、原則としてみよし通り・みよし門を利用すること。
- (2)自転車通学をする生徒は正門を利用すること。
- (3)自転車通学をする場合は、生活指導部に届を提出し、許可を受け、自転車に本校指定のシールを貼付すること。
- (4)原動機付自転車・自動二輪等による登下校は認めない。

②外出

登校後の外出は原則として禁止するが、やむを得ない事由がある場合は所定の手続きによって許可を受けること。

③休日の登校

休日に登校する場合は休日活動届に記入し、生活指導部に提出する。また下校する時は必ず顧問教員に連絡すること。

④集会

校内に於て集会をもつ時は、その趣旨・計画を予め学校長または生活指導部に願い出て許可を得る。
なお許可なくして火気を使用することは絶対に禁止する。
学校の名において、校外で集会または各種催しをもつ場合は、予め学校長に願い出て許可を受けること。

⑤掲示・文書

常に掲示事項に留意して見落しのない様に注意する。なお校内に於て文書・ポスター等を掲示したり頒布する場合にはすべて学校長または生活指導部の許可を受けること。

⑥金品の募集

学校長または生活指導部の許可なくして金銭物品を募ってはならない。

⑦所持品

(1)生徒手帳・生徒証は必ず所持する。また私物の管理を充分にし、特に金銭の保管については各自の責任において慎重を期する。

(2)勉強に関係のない、遊戯物、特にマージャン・花札等の持込を厳禁する。

⑧アルバイトは禁止する。ただし、特別な事情がある場合は申し出ること。

⑨諸施設・備品等の破損直ちに担任または関係の教員に申し出ること。

⑩携帯電話・スマートフォンの扱い

携帯電話、スマートフォンの扱いについては登校後放課後までの使用は認めない。

〔欠席・遅刻等の届出〕

①欠席

予め理由が分っている時は生徒手帳にその事由等を記入し、保護者の捺印を得て(以下同様)事前に届け出る。また、不時に欠席する場合は電話で学校に連絡すること(8:15~8:45)を原則とし、つぎに出席する際生徒手帳により届け出る。

②遅刻

何らかの事由で遅刻して登校する時は生徒手帳に記入して届け出る。ただし電車事故等止むを得ざる事情による遅刻(学校においてその都度認定する)は届け出を要しない。

③早退

予め理由がわかっている時は、事前に生徒手帳により届け出る。
また、登校後に病気その他不時の理由により早退する場合は、その旨を生徒手帳に記入したうえ、担任教師の許可を得てから下校する。

④欠課

止むなく欠課する時には、HRの担任に願い出るとともに当該教科担任にも連絡する。

なお、対外試合(公式戦)・大学入試等で欠課するときは、所定の「欠課願」を提出することによって出席扱いとする。

⑤忌引

忌引日数(土日含む)は次の範囲内とし、事前に学校へ連絡する。父母(7日)、祖父母、兄弟姉妹(3日)、曾祖父母、おじ、おば、いとこ、おい、めい(1日)。尚特殊事情のある場合はその都度考慮する。

⑥出席停止

感染症等に関する規定に抵触する場合は生じた時は、出席停止となるから直ちに学校と連絡し、その処置について万全を期する。

⑦学籍記載事項の変更

姓名・住所・保護者・通学経路に変更があった場合は直ちに学校に届け出る。

〔学級日直に関する規定〕

学級日直は、代議員と協力してHRの日常活動が円滑に行われるようにする。

1 HR担任との連絡

2 教科担任との連絡…授業開始後10分過ぎても教科担任の見えない時は、教務部に連絡して指示を受ける。

3 提示事項の伝達…随時、教員室前の黒板、クラス連絡箱をみて、HRに伝達・徹底させる。

4 教室などの整備

(1)教室の清掃・空調・消灯・窓閉めを点検し、その状況を日誌に記録する。

(2)机・椅子・窓ガラスなどの破損状況を担任に報告し、指示を受ける。

(3)黒板・黒板ふきを常にきれいにしておく。

5 学級日誌…毎朝始業前に担任または所定の場所から受取り、正確に記入して、放課後、担任に直接提出する。

〔付〕代議員は以上の仕事が遅滞なく行われるよう協力する。

〔服装・頭髪・装飾品に関する心得〕

1 制服規定

(1)冬服…10月1日から5月31日まで着用。

【男子】ブレザー、冬ズボン、ネクタイ、白無地シャツ

【女子】ブレザー、冬スカート、リボン、白無地シャツ

(2)夏服…6月1日から9月30日まで着用。

【男子】夏ズボン、白無地シャツ

【女子】夏スカート、白無地シャツ

(3)付則…①移行期間を設ける。

②下記の規定以外の服装で登校する場合は保護者および担任または顧問が捺印した「異装届」を生活指導部に提出する。

③11～4月および式典のときは、必ずブレザーを着用して登下校すること。

④5～10月は本校指定のベスト・Vネックセーターでの登下校を認める。

⑤防寒着としてコートの着用を認める。

⑥市販のカーディガン等の着用を禁止する。

⑦冬ズボン・冬スカートの通年の着用を認める。

⑧夏服に関しては本校指定のポロシャツの着用を認める。

⑨制服の加工は、厳に禁止する。

⑩制服の補整は、担任に申し出て、所定業者に依頼すること。

2 頭髪指導

脱色・染色等の髪加工および特殊な髪型を禁止する。

3 装飾品指導

ピアス・イヤリング等の装飾品は身に付けないこと。

4 身だしなみ指導

化粧等を行わないこと。

〔定期考査に関する規定〕

- (1)各自の携帯品(カバン・バッグ等)は一括してロッカー内部または教壇に置く。
- (2)机の上は、筆記用具以外置いてはならない。(筆箱を机上に置かない。)
- (3)後ろの棚の上には、物を置かないこと。後ろの棚の中には、教科書やノートなどを置いてはならない。
- (4)机の中は、空にすること。筆箱や教科書等の私物はすべてカバンの中にしまうこと。
- (5)受験場内では、教卓に向かって右側の最前列より縦に出席番号順、または指示された位置に着席する。
- (6)受験場内での雑談、用具の貸し借りは絶対に行ってはならない。
- (7)答案が完成しても、途中退室することはできない。やむを得ず退出したい事情が起こったときは、監督の許可を得て答案の回収を受ける。
- (8)考査終了の合図とともに筆記用具を置く。各列の最後尾の者は答案を番号順に集め、監督者に渡す。監督者が全部の答案を集め終わるまで、その他の者は席を立ってはならない。
- (9)携帯電話などの電子機器は、電源を切り、ロッカーの中にしまうこと。マナーモードも禁止。
- (10)20分以上の遅刻は欠席として扱う。ただし、監督の許可を受けた上で、残余の時間において受験することができる。
- (11)考査開始1週間前より考査終了まで職員室に入室してはならない。
- (12)考査に関して不正行為があった場合は、その考査期間中の全科目の答案が零点となり、かつ特別の指導を受けることになる。
- (13)保健室での受験は認めない。体調不良で受験できない場合は、保健室で休養するか帰宅すること。

〔校庭での事故を防止するための規定〕

- ①校庭では次の運動用具は使用しないこと
 - (1)木製および金属製のバット類
 - (2)硬式野球用のボール
- ②校庭では次の運動をしないこと
 - (3)野球ボールの遠投
 - (4)サッカーボール・ハンドボールのシュート
- ③校庭では次の事項に配慮すること
 - (5)場所をひろく占有し、他のものに迷惑をおよぼすような運動をしない。
 - (6)キャッチボールは、校庭の隅など、空いている場所を利用し、十分に注意して行う。
- ④この規定は、クラブ活動およびLHRの時間の活動には適用しない。

(平成23年2月24日)